

子どもを虐待から守るために

[担当・問い合わせ]  子ども教育課
0475-32-0111

こんな行為は虐待です

身体的虐待

殴る・蹴る・投げ落とす、戸外に長時間締め出すなど、子どもの身体を傷つけたりその恐れのある暴力を加えることなど。

心理的虐待

ことばでの脅しや差別的・否定的なことばの繰り返し、無視をするなど子どもの心を傷つけること。

ネグレクト

適切な衣食住の世話をしない、病気になっても病院に連れて行かないなど、子どもの養育を放棄すること。

性的虐待


性的ないたずら、性行為の強要、子どもにわいせつな行為を見せたりさせたりすること。

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルールなどを身につけるよう働きかけることです。保護者にとって「しつけ」のつもりであっても、子どもに著しい苦痛を与えたり、子どもの成長に悪影響を与える場合は「虐待」にあたります。子どもの立場に立って考えましょう。

ひとりで悩まず相談しましょう

「自分がやっていることは虐待なのかもしれない」、
「誰かに聞いてもらいたい」という人は、
ひとりで抱え込まずに相談してください。

相談先

 全国子育て・虐待防止ホットライン
0571-011-077


ナビダイヤル 10時～17時 日曜祝日は休み

■DV相談窓口 DV相談ナビ
局番なしの #8008


虐待かもと思ったら

夜遅くに幼児がひとりで外にいる、大人の怒鳴り声が頻繁に聞こえる、子どもの身体に傷やあざがあるなど、「もしかして…」と思うことがあったら迷わず相談・通告してください。間違いであっても通告者に責任や罰則はありません。通告者の情報を知らせることは絶対にありません。
地域全体で虐待を防ぎ、子どもを守りましょう。

相談先

 長生村子ども教育課
0475-32-0111

 東上総児童相談所
0475-27-1733

 児童相談所虐待対応ダイヤル
189 (いちはやく)

